

Ⅲ-1 令和6年度再エネ関連予算一覧

農林水産省

○ みどりの食料システム戦略推進総合対策（R6当初概算：650百万円/R5補正：2,706百万円の内数）

・ 地域循環型エネルギーシステム構築事業

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援。

・ 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組及びバイオ燃料等製造に係る栽培実証等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援。

・ 地域資源活用展開支援事業

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、農村地域におけるGXモデル調査の取組、専門家による相談対応、先進事例等の調査・検証・分析、セミナー等による情報展開、情報発信ツールの整備等農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援します。

○ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

・ 林業・木材産業循環成長対策（R6当初概算：6,410百万円）

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再生林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援。

環境省

○ 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（R6当初(案)：4,000百万円/R5補正：8,211百万円）

・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農水省・経産省連携事業）

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する

みどりの食料システム戦略推進総合対策

(R5補正 みどりの食料システム戦略緊急対策事業)

【令和6年度予算概算決定額 650(696)百万円】

【令和5年度補正予算額 2,706百万円】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に地域ぐるみで取り組むモデル地区を創出するとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI(重要業績評価指標)の達成 [令和12年及び32年まで]

<事業の内容>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金

381(400)百万円
(R5補正 2,602百万円)

- 以下の取組について支援します。
- ① **推進体制整備**：地方公共団体が農林漁業者等と連携して行う基本計画の点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保、特定区域の形成拡大に向けた体制整備等
 - ② **グリーンな栽培体系への転換サポート(拡充)**：化学肥料等の生産資材の使用低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換・都道府県域への展開、消費者理解の醸成
 - ③ **有機農業産地づくり推進(拡充)**：有機農業の団地化や給食利用等の地域ぐるみの取組、地域外の関係者との連携や新技術の導入等による有機農業の面積拡大の加速化
 - ④ **有機転換推進事業(拡充)**：慣行栽培から新たに有機栽培へ転換する取組
 - ⑤ **SDGs対応型施設園芸確立**：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸産地の育成
 - ⑥ **地域循環型エネルギーシステム構築**：地域資源を活用した循環型エネルギーシステムの構築
 - ⑦ **持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策(拡充)**：バイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用実証等や環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備等

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

270(296)百万円
(R5補正 104百万円)

- 以下の取組について支援又は実施します。
- ① **みどりの食料システム戦略の理解浸透(拡充)**：見本市での展示等の情報発信、環境負荷低減の取組の「見える化」推進、J-クレジット等の普及・創出拡大等
 - ② **有機農業推進総合対策事業**：有機栽培技術を提供する民間団体の育成、技術習得による実践人材の育成、国産有機農産物の需要喚起、有機加工食品における国産原料の生産・取扱いの拡大
 - ③ **穀物グリーン化転換推進事業**：穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組
 - ④ **生分解性マルチ導入促進事業**：生分解性マルチ導入促進に向けた製造・流通の課題解決
 - ⑤ **グリーンな栽培体系の普及啓発**：グリーンな栽培体系への転換に向けた技術の情報発信
 - ⑥ **地域資源活用展開支援事業(拡充)**：農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣
 - ⑦ **「みどりの食料システム戦略」ASEAN地域実装加速化対策(新規)**：「日ASEANみどり協カプラン」の協力案件の形成に向けた調査等

※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。

※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。

<事業イメージ>



【みどりの食料システム戦略推進交付金】

- ① 地域の基本計画の実行や人材育成
- ② モデル地区の創出

【行動変容に向けた環境づくり】

- ・食料システムの関係者への環境負荷低減意識の普及・浸透
- ・環境負荷低減の取組の「見える化」、J-クレジット等の普及・創出拡大
- ・グリーンな栽培体系の普及に向けた情報発信等

<事業の流れ>



<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組**を支援します。

<政策目標>

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和32年まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域循環型エネルギーシステムの構築に向け、

- ① 営農型太陽光発電設備下においても**収益性を確保可能な作物や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）**や**設置場所の検討**を支援します。
- ② 検討の結果、最適化された**営農型太陽光発電設備の導入実証**を支援します。

2. 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

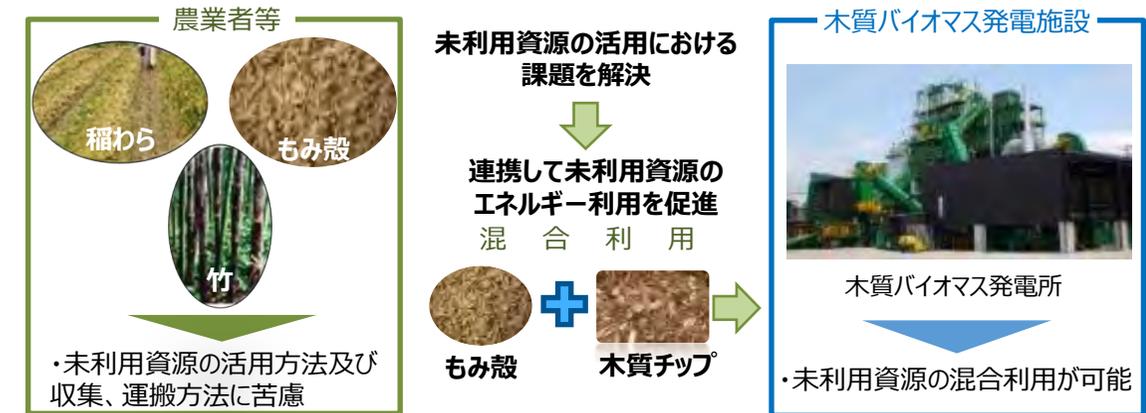
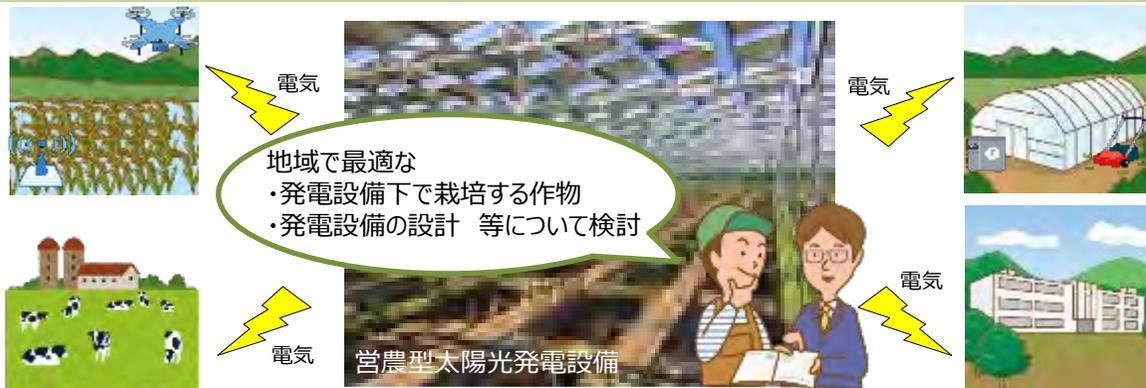
木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、

- ・ 既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査
- ・ 前処理工程に関する調査
- ・ 収集・運搬方法に関する事例収集、分析
- ・ 炉への影響に関する検証
- ・ 混合利用による効果の検証

等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・ みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・ 事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合



未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-1508) 42

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組及びバイオ燃料等製造に係る栽培実証等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

＜政策目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年まで]

＜事業の内容＞

1. バイオマスの地産地消

① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、効果促進対策等を支援します。

② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

③ バイオ液肥の利用促進

ア 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布実証）。
 イ 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
 ウ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。

④ バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。

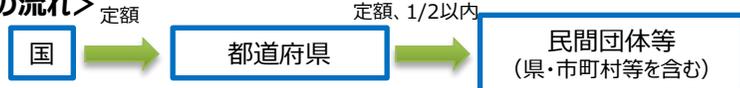
2. 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等を支援します。また、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設整備等や製品流通のための調査等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

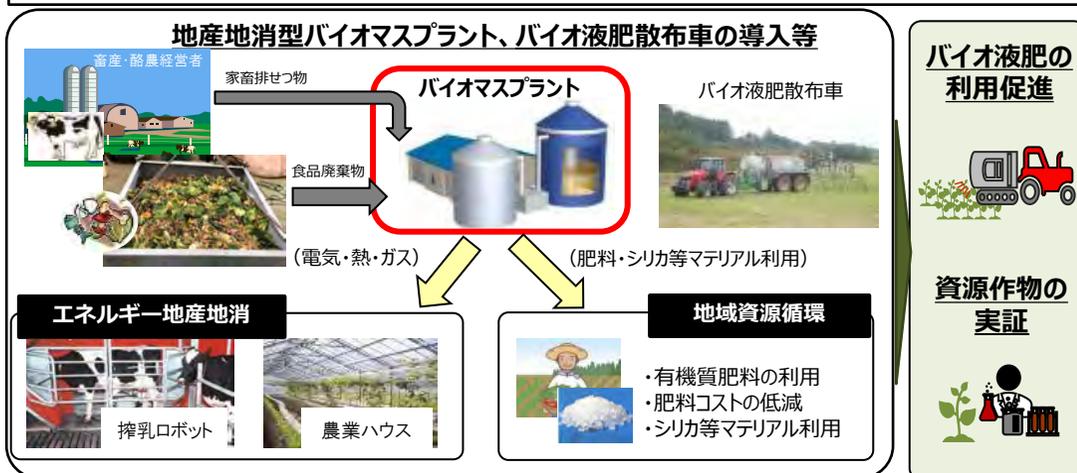
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員等（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

事業化の推進（調査・設計）（交付率1/2以内）



環境負荷低減の取組を支える基盤強化

- ① 環境負荷低減に資する資材の生産・販売、② 環境負荷を低減して生産された農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設整備等の取組を支援

＜導入対象となる機械・設備・施設等のイメージ＞



＜支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ＞

原材料等の調達や製品流通等に係る調査・分析・改良等

【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

（2の事業）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186） 43

＜対策のポイント＞

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、農村地域におけるGXモデル調査の取組、専門家による相談対応、先進事例等の調査・検証・分析、セミナー等による情報展開、情報発信ツールの整備等農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和32年まで]

＜事業の内容＞

1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援します。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援します。

2. バイオマス活用展開調査型

バイオマスのフル活用に向けて、把握できていないバイオマスについて賦存量や利用量・用途の検証、バイオマス産業の市場規模の算出及びフォローアップの検証等の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及型

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等の取組を支援します。

4. 農村地域におけるGX実現モデル調査型

次世代型太陽電池（ペロブスカイト）による営農型太陽光発電や、国産SAFの原料となる資源作物など、農村地域におけるGX実現に向けた調査等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 専門家によるワンストップ対応型および支援普及型



2. バイオマス活用展開調査型



3. 先進事例の情報普及型



4. 農村地域におけるGX実現に向けたモデル調査型



林業・木材産業循環成長対策

<対策のポイント>

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再生林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再生林低コスト化促進対策

再生林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再生林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

(関連事業)

(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

2,000百万円

燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>

定額 (1/2、1/3以内等) 等

定額 (1/2、1/3以内等) 等



※ 国有林においては、直轄で実施

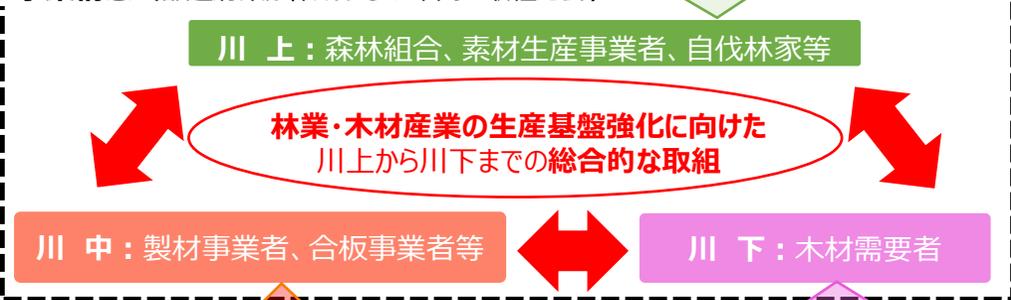
林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策 (ナラ枯れ被害対策支援を強化)

再生林低コスト化促進対策

低コスト再生林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策

事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)



林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備

(地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化)

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備 (枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化)、特用林産振興施設等の整備 (廃菌床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化)、木造公共建築物等の整備

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

(一部農林水産省・経済産業省連携事業)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

- 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (補助率1/3)**
駐車場を活用した太陽光発電 (ソーラーカーポート) について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (補助率1/2)**
宮農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 (補助率3/5、1/2)**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。
- オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 (補助率1/2)**
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

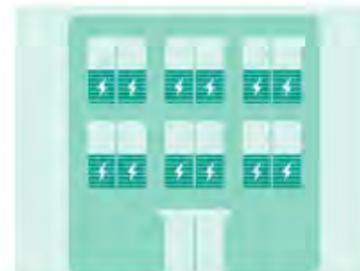
- 事業形態 ①～④：間接補助事業 (補助率1/3、1/2、3/5)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間

① 令和3年度～令和7年度	② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度	④ 令和4年度～令和6年度

4. 事業イメージ



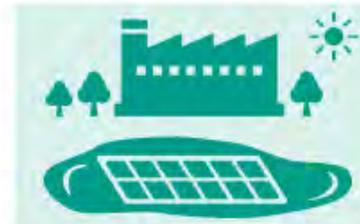
駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



建材一体型太陽光発電



宮農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

Ⅲ-2 再エネ関連税制一覧（令和6年度）



【適用期間：2年間（令和7年度（2025年度）末まで）】

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置《固定資産税》。
- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の軽減により、設備の導入初期における経済的負担を軽減。

◆対象は以下の再生可能エネルギー発電設備



太陽光発電設備以外は、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
 太陽光発電設備は、地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限る。

【特例の内容】

再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、**課税標準を、以下の割合に軽減。**

発電設備	出力規模	課税標準（※）	発電設備	出力規模	課税標準（※）
バイオマス 発電設備	10,000kW 以上 20,000kW 未満	2/3 (1/2~5/6) ただし、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って 生じるバイオマス固体燃料の区分は 6/7 (11/14~ 13/14)	風力 発電設備	20kW 以上	2/3 (1/2~5/6)
	10,000kW 未満	1/2 (1/3~2/3)		20kW 未満	3/4 (7/12~11/12)
中小水力 発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)	地熱 発電設備	1,000kW 以上	1/2 (1/3~2/3)
				1,000kW 未満	2/3 (1/2~5/6)
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)	太陽光 発電設備	1,000kW 以上	3/4 (7/12~11/12)
				1,000kW 未満	2/3 (1/2~5/6)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）。

Ⅲ-3 令和6年度再エネ関連融資一覧①



	日本政策金融公庫 中小企業事業	日本政策金融公庫 国民生活事業
貸付対象	中小企業向け	国民一般向け (個人事業主など)
資金使途	非化石エネルギー設備を導入するための費用	
対象設備	再生可能エネルギー発電設備：太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力 再生可能エネルギー熱利用設備：太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱 燃料製造設備：バイオマスエネルギー	
貸付期間	20年以内	
貸付限度	7億2,000万円以内 (特利限度額4億円以内)	7,200万円以内
貸付利率	基準利率：太陽光 特別利率①(基準利率-0.4%)：太陽光(10kW以上の自家消費型)、太陽熱、地中熱 特別利率②(貸付期間により異なる)：上記以外の設備	
利率の一例(※)	貸付期間5年以内 基準利率： 1.35%	基準利率： 1.20~3.00% (担保を提供する場合)
特徴	・中小企業の長期資金向け。	・小口、短期の資金向け。 ・借入申込書等の所定の様式に記入して申し込み。
お問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話番号：0120-154-505 ※沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫(098-941-1795)	

※ 適用される金利は、返済期間、担保の有無、保証人の有無等によって異なる。

※ 貸付利率は、令和6年10月1日時点のもの。

Ⅲ-3 令和6年度再エネ関連融資一覧②



	スーパーL資金 (日本公庫農林水産事業)	経営体育成強化資金 (日本公庫農林水産事業)	農業改良資金 (日本公庫農林水産事業)	畜産経営環境調和推進資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付対象	認定農業者向け	主業農業者等	農商工連携法や六次産業化法等により計画の認定を受けた農業者等向け	処理高度化施設整備計画又は、共同利用施設整備計画に基づき、畜産業を営む個人・法人、農業協同組合等向け
資金用途	・農業経営の改善を図るために必要な資金		・新たな生産・販売方式の導入等に 必要な資金	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設等の整備に必要な資金
貸付期間	・25年以内	・25年以内	・12年以内	・20年以内
貸付限度額	・個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) ・法人10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円まで)	・個人 1億5千万円以内 ・法人・団体 5億円以内 (事業費の80%以内)	・個人 5千万円以内 ・法人 1億5千万円以内	・対象事業による。
貸付利率	・0.65～1.30% ※	・1.30% ※	・無利子	・1.30% ※
利率の例	・貸付期間10年の場合 0.65% ・貸付期間20年の場合 1.30%	—	—	—
特徴	・認定農業者向けの長期資金。	・主業農業者等向けの長期資金。	・農業改良措置の内容について都道府県知事の認定を受ける必要。 ・農商工連携法や六次産業化法等に基づき認定された計画の実施を支援する中小企業者も利用可能。	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設の整備向け。

※ 貸付利率は、令和6年9月19日時点のもの。

Ⅲ-3 令和6年度再エネ関連融資一覧③



	農林漁業施設資金 (日本公庫農林水産事業)	中山間地域活性化資金 (日本公庫農林水産事業)	漁業経営改善支援資金 (日本公庫農林水産事業)	水産加工資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付対象	土地改良区、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等向け	中山間地域の農林水産物を使用して製造・加工する事業者、当該産物その加工品を販売する中小企業者向け	漁業を営む個人・法人、漁業協同組合等向け	水産加工業を営む個人・法人、水産業協同組合等向け
資金使途	・農林水産物の生産・販売等を行うための共同利用施設の整備等に必要な資金	・新商品、新技術の研究開発又は利用等のための製造施設の整備等に必要な資金	・漁業経営の改善を図るために必要な資金	・水産加工事業者の事業基盤の強化を促進するため等に必要な資金
貸付期間	・20年以内	・10年超15年以内	・15年以内	・25年以内
貸付限度	・事業費の80%以内	・事業費の80%以内	・資金使途や漁業者の経営規模による。	・事業費の80%以内
貸付利率	・1.30% ※	・1.15～1.40% ※	・1.30～1.45% ※	・1.15～1.60% ※
利率の例	—	貸付期間15年の場合 1.15% (2.7億円までの加工流通施設の整備の場合)	漁業用施設の整備の場合 1.30%	貸付期間15年の場合 1.15% (小型魚・輸入依存魚種転換1.2億円までの加工施設の整備の場合)
特徴	・農林水産物の生産・販売やバイオマスの利活用のための共同利用施設の整備向け。	・中山間地域内の農林漁業者と安定的な取引契約を締結する必要。 ・地域内から調達する農林水産物等が5年間で概ね2割以上増加する必要。	・認定を受けた改善計画に従って行う事業向け。	・水産加工品の製造等を共同で行うための施設等の整備向け。

※ 貸付利率は、令和6年9月19日時点のもの。